

別表六(八)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(八)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	12	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13	
比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 $(1) - (13)$	14	
基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
試験研究費の増加額に係る					
「22」欄					
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成26年旧措置法第42条の4第9項第1号」※1、 「第42条の4第9項第1号」※2又は「第42条の4第9項第2号」※3					
② 「区分番号」欄:「00011」※1、「00486」※2又は「00012」※3					
③ 「適用額」欄:当該別表六(八)「22」欄の金額(円単位)					
※1 平成26年旧措置法第42条の4第9項第1号(区分番号:「00011」) 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合					
※2 第42条の4第9項第1号(区分番号:「00486」) 増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%に相当する金額を超え、かつ、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合					
※3 第42条の4第9項第2号(区分番号:「00012」) 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の10%に相当する金額を超える場合					
(5) $\times (\frac{5}{100})$ 、(7)又は(8) ((5) $\leq ((3) \times \frac{5}{100})$ の場合は0)	9		((11)の金額又は(19)の金額)	20	
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「12の②」)	21	
当期税額控除可能額 ((9)と(10)のうち少ない金額)	11		法人税額の特別控除額 $(20) - (21)$	22	